

○国土交通省告示第三百八十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第四項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの

告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの

告示二に掲げる工事

告示三イに掲げる工事

告示三ロに掲げる工事

告示三ハに掲げる工事

告示三ニに掲げる工事

告示四イに掲げる工事

告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチ	一万九千六百円	三十五万九千七百円	二十六万六百円	五万六千九百円	二万七千七百円	五十二万九千百円	四十七万千七百円	五十八万五千円	十八万九千二百円	十六万六千百円

当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	当該工事の箇所数	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)	当該工事の箇所数							
当該手すりの長さ	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数	当該工事の箇所数

メートル以上の手すりを取り付けるもの 告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチ メートル未満の手すりを取り付けるもの	三万二千八百円	当該工事の箇所数	(単位 メートル)
告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他 屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段 差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（ 以下「玄関等段差解消等工事」という。） 告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差 を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下 「浴室段差解消等工事」という。） 告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工 事及び浴室段差解消等工事以外のもの	四万三千九百円	当該工事の箇所数	
告示七に掲げる工事 告示七イに掲げる工事 告示七ロに掲げる工事 告示七ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための 動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」）	四十四万七千五百円 一万三千八百円 十四万九千七百円 当該工事の箇所数	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 当該工事の施工面積 (単位 平方メートル) 当該工事の箇所数	(単位 メートル) (単位 平方メートル) 当該工事の箇所数

という。)

告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数

告示八に掲げる工事

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十九号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事をした同項に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による

。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十四号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則（令和四年国土交通省告示第四百四十七号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。